

千葉県報

定例
令和8年7月14日

主要目次

○ 漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定	一
○ 道路区域の変更	一
○ 道路の供用開始	一
○ 企業局告示	一
○ 平成三十一年千葉県企業局告示第一号の一部を改正する告示	一
○ 公告	二
○ 土地改良区役員の退任及び就任（三件）	三
○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	四
○ 解除予定保安林に関する通知の要旨及び揭示	四
○ 特定調達公告	四
○ 落札者等の公告	四

告示

千葉県告示第三百八十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和八年七月十八日から発生する。

令和八年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域 九十九里漁業協同組合の地区

漁業の区分 一般まき網漁業

十トン未満の漁船を使用する一般底びき網漁業

千葉県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次

のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、令和八年七月十四日から三週間、縦覧に供する。

令和八年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道

二 路線名 船橋我孫子線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
柏市五條谷字 上谷ツ台三三 番一地先から 三三番七地先 まで	前 後	三四・七八メートルから 四三・〇五メートルまで 三六・二八メートルから 四四・五五メートルまで	一四・一九メートル 一四・一九メートル

千葉県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、令和八年七月十四日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和八年七月十四日から三週間、縦覧に供する。

令和八年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

路 線 名

県道茂原環状線

供 用 開 始 の 区 間

茂原市腰当字塔ノ越一、〇二九番一地先から字南谷一、

四一九番一〇地先まで

茂原市長尾字中橋戸二、〇六三番一地先から字馬坂二、

〇四三番二地先まで

茂原市小林字作ノ崎一、〇七四番一地先から字宿ノ下

一、二九四番一七地先まで

企業局告示

千葉県企業局告示第二号

平成三十一年千葉県企業局告示第一号（出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和八年七月十四日

第14160号			千葉県			報			令和8年7月14日（火曜日）		
			千葉県企業局長 横山 尚典			二の表中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に改める。			公 告		
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、市原市海原土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。			千葉県知事 熊谷 俊人			土地改良区役員の退任及び就任					
令和八年七月十四日						一			市原市柏原一二三番地一		
退任理事			小 出 芳 久			石 渡 正 人			小 泉 章 夫		
市原市柏原一二三番地一			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃			〃			〃		
〃			〃								

二	木更津市下郡一、九九一番地	三	善場	啓夫	哲也
	〃 六七二番地	上	場	夫	也
一	木更津市根岸五二番地	星野	雅人	俊人	
	〃 下郡三八〇番地	佐久間	茂人		
	〃 七四六番地	鈴木	卓		
	〃 五六五番地一	山田	朗		
	〃 五七一番地	伊藤	謙		
	〃 二二七番地	加藤	子		
	〃 一八七番地	伊藤	達也		
	〃 一、〇八四番地	鈴木	康元		
	〃 一、六四一番地一	鶴田	勝彦		
	〃 佐野三九四番地	手島	弘吉		
	〃 田川一三一番地一	山田	雄一		
	〃 三五八番地	田中	啓司		
	〃 六四三番地	本木	悦雄		
	〃 〃	〃	〃		
四	就任監事	香取市富田八七八番地	高岡	寿正	
	〃 分郷一四七番地	鈴木	耕一		
	〃 下小堀一〇八番地一	伊藤	誠一		
	〃 〃	〃	〃		
	〃 〃	〃	〃		
	〃 〃	〃	〃		
	〃 〃	〃	〃		
	〃 〃	〃	〃		
	〃 〃	〃	〃		
	〃 〃	〃	〃		
	〃 〃	〃	〃		
	〃 〃	〃	〃		
	〃 〃	〃	〃		
	〃 〃	〃	〃		

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、木更津市富岡土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
令和八年七月十四日

一	長生郡長南町今泉字清水	二九〇番	田	九五四平方メートル
	長生郡長南町今泉字坪ノ内	六九〇番	〃	二、九四一平方メートル
三	就任監事	木更津市下郡二〇七番地	篠崎	哲也
	〃 根岸四〇番地二	増田	範子	
	〃 下郡一、九二六番地	石川	賢一	
	〃 下宮田四四五番地	伊藤	文彦	
	〃 下郡五九五番地五	善場	美代子	
	〃 五六九番地	山田	政利	
	〃 二八四番地	鈴木	典雄	
	〃 九二一番地	山田	美和	
	〃 一、六四四番地	佐野	三九七番地	
	〃 〃	〃	〃	
	〃 〃	〃	〃	
	〃 〃	〃	〃	
	〃 〃	〃	〃	
	〃 〃	〃	〃	
四	就任監事	木更津市下郡三、三四九番地一	佐藤	英雄
	〃 〃	二六九番地	安田	義則
	〃 〃	一、〇八七番地一	久我	剛央
	〃 〃	田川六〇七番地	加藤	賀一
	〃 〃	上根岸一五三番地	吉崎	浩司
	〃 〃	〃	〃	
	〃 〃	〃	〃	
	〃 〃	〃	〃	
	〃 〃	〃	〃	
	〃 〃	〃	〃	
	〃 〃	〃	〃	
	〃 〃	〃	〃	
	〃 〃	〃	〃	
	〃 〃	〃	〃	

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し次のとおり裁定の申請があった。
なお、申請に係る農地の所有者等は、令和八年七月十四日から二十八日まで、千葉県農林水産部農地・農村振興課に意見書を提出することができる。
令和八年七月十四日
千葉県知事 熊谷 俊 人

長生郡長南町今泉字堀ノ内	七〇二番	〃	三、四五三平方メートル
--------------	------	---	-------------

二 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。
希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和九年一月	十八年	六六一、三二〇円

解除予定保安林に関する通知の要旨及び揭示

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百八十九条の規定により、令和八年千葉県告示第三百十号（解除予定保安林）に係る同法第三十条の二の規定による通知の要旨を次のとおり公告する。

なお、その通知の内容は、次の揭示場に揭示した。
令和八年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

所在が不明な者	解除予定保安林の所在場所	揭示場
内田五助	八街市四木字東四木二三六番一、二三六番二	八街市役所
内田辰雄	八街市四木字東四木二三六番二	〃
稲垣正司	〃	〃
土屋末吉	〃	〃
戸田國雄	〃	〃
布施たつ	〃	〃
今井大作	〃	〃
水野武雄	〃	〃
野口忠	八街市四木字北四木六五六番六	〃
野澤弘	八街市四木字北四木六五六番七	〃
井口喜代子	八街市四木字北四木一、〇八〇番五	〃

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

落札者等の公告
別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年7月14日

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 一九円

発行者 千葉県中央区市場町一番一号 千葉 県
購読申込先 〇四三（二二三）二六五八